

# 衆議院情報監視審査会 『令和7年 年次報告書』の概要

情報監視審査会は、衆議院情報監視審査会規程第22条第1項の規定に基づき、毎年1回、調査及び審査の経過及び結果を記載した報告書を作成し、会長から議長に提出することとしており、議長は、同条第3項の規定に基づき、当該報告書を公表している。

## 1 報告書の対象期間

令和7年5月1日から令和8年5月31日まで

## 2 調査及び審査の経過

- ◆ 令和7年5月、重要経済安保情報保護活用法が施行されたことに伴い、情報監視審査会において、特定秘密に加え、重要経済安保情報に係る行政運用の常時監視を行うこととなった。
- ◆ 同年6月、政府から特定秘密の指定等の状況に関する国会報告を受領するとともに、政府に対し、調査に必要な資料の提出を求めた。
- ◆ 同年11月、小野田国務大臣から同報告の説明に加え、重要経済安保情報保護活用法の施行状況についても概括的に説明を聴取した。また、12月、内閣情報調査室及び内閣府からそれぞれ補足説明を聴取し、質疑を行い、独立公文書管理監から特定秘密の指定等に関する独立公文書管理監報告及び重要経済安保情報に係る検証・監察の実施状況等について説明を聴取し、質疑を行った。
- ◆ その後、特定秘密保護制度の運用状況について、特定秘密を指定している各行政機関から順次説明を聴取し、質疑を行った。
- ◆ 加えて、先行的・試行的調査として、重要経済安保情報を指定している行政機関から重要経済安保情報保護活用制度の運用状況について説明を聴取し、質疑を行った。
- ◆ なお、対象期間中、委員会等からの審査の申出はなかった。

## 3 政府に対する意見

対象期間中の調査を踏まえ、以下のとおり改善を求めることで合意した。

### 1 特定秘密及び重要経済安保情報の指定の在り方

特定秘密保護制度及び重要経済安保情報保護活用制度の両制度が、シームレスな運用となるよう、各指定行政機関は、現在指定している特定秘密又は重要経済安保情報の対象情報が、時の経過に伴い、指定要件の充足性に変化が生じていないか、秘匿度に応じ適切に指定されているかどうか、定期的に確認すること。

また、両制度を所管する内閣情報調査室及び内閣府は、各指定行政機関に対し、定期的な確認を促すこと。

## 2 特定秘密に関する情報保全の徹底

- (1) 本対象期間においても、特定秘密の漏えい等の不適正事案が複数確認されていることに鑑み、特定秘密を指定している行政機関においては、情報保全に係る保護措置が適切に講じられているか改めて検証すること。特に、不適正事案が生じた行政機関においては、情報保全教育の徹底を図るとともに、再発防止策について確実に実施すること。
- (2) 適合事業者から特定秘密の漏えい等の違反行為が生じないよう、適合事業者を有する行政機関においては、情報漏えい等防止の観点から、適合事業者との契約上、どのような規定が設けられているのか、適合事業者が行っている情報漏えい等を防ぐための対応策及び情報漏えい等が発生した場合の適合事業者に対する違約金等のいわゆる制裁措置の内容について確認を行い、適合事業者における情報保全に万全を期すこと。

## 3 独立公文書管理監関係

独立公文書管理監は、検証・監察に伴う受検側の行政機関の負荷に留意しつつも、政府全体で保有する特定秘密が記録された文書件数と比べ、独立公文書管理監が行った確認件数が少ないとの指摘を踏まえ、より効果的な検証・監察を行えるよう、更なる効率的な検証・監察手法を具体的に検討し、検証・監察の質の向上に努めること。

意見の理由及び背景として、審査会において以下の質疑及び指摘があった。

### 1 特定秘密及び重要経済安保情報の指定の在り方について

特定秘密と重要経済安保情報には重なる部分がある可能性もあり、今後重要経済安保情報に指定されていた情報の機微度が上がり、特定秘密に指定される可能性もあると考えられることから、両制度の運用に係るマニュアル等の整備状況について質疑がなされた。

### 2 特定秘密に関する情報保全の徹底について

#### (1)について

今対象期間においても、特定秘密の漏えい等の不適正事案が複数確認されており、防衛省に対する調査の中で、再発防止に向けた対応状況について質疑がなされた。

#### (2)について

特定秘密及び重要経済安保情報を故意又は過失により漏えいした者又は不適正に取り扱った者に対する罰則や懲戒処分の処分量定等について、各府省庁において統一的な基準に基づく対応となっているか等を確認する質疑及び資料要求が行われたことを踏まえ、適合事業者の従業者に対する罰則の在り方及び適合事業者において情報漏えいが生じた場合の措置等について質疑がなされた。

### 3 独立公文書管理監関係について

特定秘密文書の確認件数をむやみに増やすよう求めているわけではないが、政府全体で保有する特定秘密文書件数と比較し、確認件数が少ないとの考えに基づき意見していることを踏まえ、更に確認件数を増やすべく、前向きに検討するよう求める指摘がなされた。